

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	多良木町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%9A%E8%89%AF%E6%9C%A8%E7%94%BA

執行機関名 多良木町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年多良木町条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4項 多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年多良木町条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日号外法律第百二十三号)第1条	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年6月20日多良木町条例第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で医療費の一部を助成</u> することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年多良木町条例第16号) 多良木町重度心身障害者医療費に関する条例施行規則(平成9年多良木町規則第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	重度心身障害者又は保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と生計を一にする者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と生計を一にする者に係る <u>住民票関係情報</u>
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		